

1 基本的な考え

- (1) 八街市子ども・子育て支援事業計画の理念である「子どもが心豊かに健やかに育つまち」を基盤として、すべての就学前児童がより良い保育・教育を受けられる環境の確保を図る。
- (2) 人口減少や保育需要の変化、施設老朽化、保育士確保の課題などを踏まえ、持続可能な保育提供体制の構築を図る。

2 目指すべき基本方向

(1) 適正な集団規模の確保

本市における児童数推計では、0～2歳児、3～5歳児ともに緩やかな減少が見込まれるが、乳幼児期のこどもは年齢が上昇するにつれて、集団遊び、友だちとの関わりを通じて人格形成の基礎を培うため、ある程度の集団での生活が必要となる。

このような視点や複数クラスの編成、異年齢交流、保育士配置の効率性確保も総合的に考慮して、保育施設の適正規模化（※）を進める。

※国では1クラスあたりの適正人数は定めてないが、幼児教育研究の知見から、3～5歳児クラスでは、16～30人程度が協同性の育ちに適した規模と考えられる。

また、保育所の場合、園全体の認可定員は、国の基準が平成26年に原則60人以上から20人以上に緩和されているが、子どもたちの同年代の集団保育による発達、社会性の学習や保育士確保等、保育所運営の効率性等を鑑み、原則60人以上を目標とする。

(2) 公立施設の適正配置

公立・民間の配置バランスや中学校区などの生活圏等を考慮し、地域の保育需要に応じた配置を検討する。

(3) 多様化する保育ニーズへの対応

ア 障がい児保育、延長保育、一時預かりなど、多様な保育ニーズに対応できる体制を整備する。

イ 公立保育所・私立保育所・認定こども園・小規模保育事業所がそれぞれの役割を果たし、市全体として保育の質向上を図る。

3 基本方向を実現するための視点

(1) 統廃合を視野に入れた適正配置

本市の就学前児童人口は今後も減少が見込まれており、園ごとの入所状況には地域差が見られるものの、市全体として保育の供給量は充足している。

今後は定員の余剰が生じることが見込まれるため、適正な集団規模の確保と効率的な施設運営の観点から、統廃合を含めた適正配置の必要性は高いものと考えられる。

統廃合の検討に当たっては、園児数、定員充足率の推移、将来の児童数推計、施設の老朽化状況等を総合的に勘案し、適正な集団規模の維持が困難と見込まれる施設から優先的に検討を進める。

また、統廃合の検討と併せて、民間活力の活用可能性についても調査・検討を行うとともに、過少地域では民営化が難しいため、定員変更を含めた公立保育所の維持を検討する。

(2) 民間活力の活用

私立保育所等の民間事業者が運営する保育施設は、待機児童の解消、多様化する教育・保育ニーズへの対応、地域の子育て支援などに積極的に取り組んでおり、本市の児童福祉向上に欠かせない存在となっている。

また、公立保育所の新設や大規模改修については国の補助制度が限定的である一方、民間施設の場合は施設整備に対して国からの補助を見込めることから、財政負担の軽減という観点からも民間活力の活用を積極的に検討する。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合性

八街市公共施設等総合管理計画（令和4年改訂）では、人口減少などによる需要の減少が見込まれる場合には、インフラ施設の段階的な縮小、適宜整備計画の見直し等を行うこととしている。

公立保育所の多くは1970～1990年代に建築されており、老朽化が進んでいることから、八街市公共施設等総合管理計画と整合を図りながら、統廃合や民間活力の活用による再編を進める。

4 基本的な方策

(1) 公立と民間の役割分担に基づく再編

移管や集約により生じた人的・財政的資源を重点的に投入し、公立・民間双方の保育の質の向上を図るため、公立保育所から民間事業者への移管又は民間施設の拡充を基本とし、民間事業者の参入が見込めない施設は集約する。ただし、移管や集約が難しい場合は、必要に応じて公立保育所の継続や定員変更を検討する。

(2) 低年齢児への対応

3歳以上児クラスについては比較的定員に余裕があるが、0～2歳児については、就学前児童人口の減少が見込まれるものの、保育利用率の上昇等により需要はおおむね横ばいで推移すると考えられるため、小規模保育事業所の活用を含めて受入体制を検討する。

(3) 既存施設活用の検討

少子化に伴う幼稚園需要の変化や既存施設の老朽化状況を踏まえ、幼稚園等の教育施設も含めた既存公共施設の有効活用を検討する。

また、教育委員会と連携し、地域における保育・教育需要の動向に応じ、既存の幼稚園施設等を活用した認定こども園への移行の可能性等について、必要に応じて調査・検討を行う。

5 公立保育所の役割

(1) 支援が必要な家庭等への対応

公立保育所は、支援が必要な家庭や障がいのある児童の受入れなど、地域の保育の中核的役割を担う施設として位置付ける。

(2) 過少地域での保育提供の維持

民間事業者の参入が難しい過少地域においては、公立保育所による保育提供の維持を検討する。

(3) 地域拠点としての機能

地域の保育の拠点として、民間施設との連携や災害時の保育機能の確保など、多様な役割を担う。

6 公立保育所の今後の方向性

本市の公立保育所の施設の状況を見ると、建物の多くは建築から30～50年を経過し、老朽化が進んでいる。

今後、多額の改修・更新費用が必要となるが、限られた財源をすべての施設に等しく配分することは、将来にわたる持続可能な運営を困難にする恐れがある。

また、本市の就学前児童人口は減少傾向であり、将来的にも減少が続くことが予想されているため、保育需要に対し定員が過剰とならないよう、公立保育所の配置や定員の調整を行う必要がある。

一方で、支援が必要な家庭への対応等、公立保育所が果たすべき役割もあるため、今後の民間保育施設の配置、運営状況や地域別の保育需要を勘案しながら、令和9年度を目標に、具体的な実施時期や対象園を明記した「八街市立保育所再配置計画（仮称）」を策定する。

ただし、園児数や定員充足率が一定基準を下回る場合や、建物に重大な損傷が発覚した場合は、先行して統廃合や民間活力の活用を進めることにする。

7 再編スケジュール

全体の再編期間は令和16年度末までとし、計画的かつ着実に適正配置を推進する。

また、本方針は、人口推計や保育所利用者数に係る見込みと実績のかい離について精査・分析を行うとともに、施設の安全性や維持管理コストの状況を勘案し、必要に応じて、中間年度である令和12年度に見直しを行うこととする。